

知 総 発 第 1 4 4 号
平成20年12月12日

各都道府県知事 殿

自治医科大学運営小委員会委員長
兵庫県知事 井 戸 敏 三
(公印省略)

国の「緊急医師確保対策」に基づく栃木県の自治医科大学定員増に伴う負担金額について（通知）

標記のことについては、6月27日付け知総発第52号でご報告したとおり、栃木県の3名の自治医科大学への受入を了承し、栃木県の負担金額については当小委員会で継続協議することとなっております。

当小委員会において、6月に全都道府県からいただいた意見も参考にしながら、栃木県の負担金額について協議した結果、下記の取り扱いとすることに決定いたしましたのでご報告いたします。

記

【栃木県の負担金額に関する小委員会の結論】

国の「緊急医師確保対策」に基づく栃木県の自治医科大学定員増に伴う負担金の額は、授業料相当額及び生活費相当額として、1人当たり6年間で27,600千円とする。

ただし、栃木県の3名増員により、万一、栃木県の負担金額を超える自治医科大学の運営経費等の増加が発生した場合には、栃木県において応分の負担を行うものとする。

また、今後、自治医科大学のさらなる入学定員の増加等により、各都道府県の入学枠の配分方法や負担金額に変更が生じる場合には、栃木県の負担額の妥当性を検証し、必要があれば見直すものとする。

＜負担金額の根拠＞

- ① 緊急医師確保対策に基づく地域枠に関し、都道府県が設定すべき奨学金は学費及び生活費相当額とされていること
- ② 自治医科大学は学生の修学を支援するため奨学金制度を有しており、その奨学金の貸与額を栃木県の負担すべき生活費と見なすことができること

- ③ 本来学生が負担すべき生活費を自治医科大学が奨学金の形で肩代わりしている分について、栃木県が負担することで、大学の運営支援になること（大学が貸与する奨学金は、学生の卒業後大学に返還される）

＜積算根拠＞

授業料相当額 22,600千円

生活費相当額 5,000千円 (@69,129×12月×6年間)

27,600千円

自治医科大学から学生に貸与される奨学金は、月額5万円が基本であるが、加算制度があり、5万円、7万5千円、10万円の貸与が行われている。貸与実績額は平均69,129円／月である。

（参考）

平成20年6月に意見照会した際の各都道府県の主な意見

- ① 都道府県の均一負担額（127,000千円）をもとにして栃木県の負担額を算出する提案があったが、127,000千円は大学の運営全体に対する負担額であり、今回の定員増で施設整備等はいらないことから、その額をもとにして負担額を求めるのは適当でない。
- ② 昨年度決定した3名入学県の追加負担額（年額1,700千円）を授業料相当額に加えた額を栃木県の負担額とする提案があったが、1,700千円は、定員10名増に伴う自治医科大学の追加所要額をもとに、全都道府県に受益がある3名配分の負担額として設定されたものであり、栃木県のみが受益を受ける今回の負担額の根拠とするのは適当ではない。
- また、1,700千円は、3名目入学者の授業料相当額（22,600千円）の内数と位置づけられることから、授業料相当額に3名入学県の追加負担額を加えるのは適当でない。

＜問い合わせ先＞

全国知事会総務部 宮嶋

TEL 03-5212-9127

FAX 03-5212-9129

e-mail miyajima@nga.gr.jp